

○国立研究開発法人水産研究・教育機構の保有する法人文書  
及び保有個人情報の開示に係る手数料に関する規則

	平成14年	10月	1日	付け	14水研	第	675	号
改正	平成17年	4月	1日	付け	17水研本第		90	号
改正	平成18年	4月	1日	付け	17水研本第	1906		号
改正	平成23年	9月	1日	付け	23水研本第	30829002		号
改正	平成27年	4月	1日	付け	26水研本第	70325001		号
改正	平成28年	4月	1日	付け	28水機本第	80401008		号
改正	平成29年	5月	30日	付け	29水機本第	90529008		号
改正	令和3年	8月	5日	付け	3水機本第	21080303		号
改正	令和5年	3月	27日	付け	4水機本第	1161		号

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「公開法」という。）に基づく法人文書の開示の請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）及び開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）並びに国立研究開発法人水産研究・教育機構における個人情報の適正な管理に関する規程（17水研本第83号。以下「規程」という。）に基づく保有個人情報の開示の請求に係る手数料（以下「個人情報開示請求手数料」という。）及び行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において用いる用語であって、公開法、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成14年政令第199号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）において用いられる用語と同一のものは、これと同一の意義で用いるものとする。

(手数料の額等)

第3条 公開法第17条第1項及び規程第69条の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 開示請求手数料

開示請求に係る法人文書1件につき300円

(2) 開示実施手数料

開示を受ける法人文書1件につき、別表第1の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下「基本額」という。）。ただし、基本額（公開法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当

該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。)は当該基本額から300円を減じた額

(3) 個人情報開示請求手数料

開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書1件につき  
300円

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求又は複数の法人文書に記載された保有個人情報の開示請求を1の開示請求書によって行うときは、前項第1号及び第3号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合の前項第2号の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

(1) 1の法人文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)の集合物をいう。)にまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 開示請求手数料、開示実施手数料及び個人情報開示請求手数料は、現金、機構の指定する口座への振込又は郵便為替の送付で納付しなければならない。

4 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか郵送料を納付して、法人文書の写しの送付を受けることができる。この場合、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

(手数料の減免)

第4条 法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、公開法第15条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて開示実施手数料の減額(免除)申請書(別紙様式第1)を提出しなければならない。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

- 4 開示実施手数料の減額又は免除を決定したときは、開示実施手数料の減額（免除）通知書（別紙様式第2及び第2-2）により、申請人に通知するものとする。
  - 5 第1項に規定するもののほか、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。  
（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）
- 第5条 規程第109条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が規程第113条第1項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。
- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
  - (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）
- 2 規程第112条第2項において準用する規程第109条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が規程第113条第1項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 次号に掲げる者以外の者 規程第109条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が規程第113条第1項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
  - (2) 規程第109条（規程第112条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

#### 附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 [平成17年4月1日付け17水研本第90号]

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 [平成18年4月1日付け17水研本第1906号]

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 [平成23年9月1日付け23水研本第30829002号]

この規則は、平成23年9月1日から施行する。

附 則 [平成27年4月1日付け26水研本第70325001号]

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 [平成28年4月1日付け28水機本第80401008号]

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 29 年 5 月 30 日付け 29 水機本第 90529008 号]

この規則は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

附 則 [令和 3 年 8 月 5 日付け 3 水機本第 21080303 号]

(施行期日)

第 1 条 この規則は、令和 3 年 8 月 10 日から適用する。

(経過措置)

第 2 条 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附 則 [令和 5 年 3 月 27 日付け 4 水機本第 1161 号]

この規則は、令和 5 年 3 月 27 日から施行する。

別表第1

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図面（2項から5項に該当するものを除く。）	イ 閲覧	100枚までごとにつき 100円
	ロ 複写機により用紙に複写したものの交付（ハに掲げる方法に該当するものを除く。）	A3版以下の用紙1枚につき10円 （A2版については40円、 A1版については80円）
	ハ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	A3版以下の用紙1枚につき20円 （A2版については140円、 A1版については180円）
	ニ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ホ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額

2 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	L版又は六切り版1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	L版1枚につき30円 (六切り版については430円)
3 スライド	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	L版1枚につき100円 (六切り版については1300円)
4 マイクロフィルム	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ロ 用紙に印刷したものの閲覧	A1版以下の用紙1枚につき10円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	A4版以下の用紙1枚につき80円 (A3版については140円、 A2版については370円、 A1版については690円)
5 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6800円 (16ミリメートル映画フィルムについては13000円、 35ミリメートル映画フィルムについては10100円)に記録時間10分までごとに2750円 (16ミリメートル映画フィルムについては3200円、35ミリメートル映画フィルムについては2650円)を加えた額
6 録音テープ又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
7 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円

8 電磁的記録（5項～7項に該当するものを除く。）	イ A 3 版以下の用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ハ A 3 版以下の用紙に出力したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	ニ A 3 版以下の用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に 1ファイルごとに210円を加えた額
	ヘ 光ディスク（日本工業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に 1ファイルごとに210円を加えた額
	ト 光ディスク（日本工業規格 X6241 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に 1ファイルごとに210円を加えた額

備考1 1項ロ若しくはハ、4項ハ又は8項ハ若しくはニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として金額を算定する。

2 この表に定める開示の実施の方法により難しい場合の開示の実施の方法及び開示実施手数料の額は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令に定める開示の実施の方法及び開示手数料の額を参酌してそのつど定める。

## 開示実施手数料の減額（免除）申請書

国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

国立研究開発法人水産研究・教育機構の保有する法人文書及び保有個人情報の開示に係る手数料に関する規則第 4 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、法人文書の開示実施手数料の減額（免除）を申請します。

### 記

1 開示決定のあった法人文書の名称等

（開示決定通知書の日付・番号： ）

2 減額（免除）を求める額

3 減額（免除）を求める理由

① 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 11 条第 1 項第○号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。

② その他

(注) ①又は②のいずれかに○印を付してください。

①に○を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

②に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。



## 開示実施手数料の減額（免除）決定通知書

（開示請求者） 様

国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長

○年○月○日付けで請求のありました開示実施手数料の減額（免除）申請について、国立研究開発法人水産研究・教育機構の保有する法人文書及び保有個人情報の開示に係る手数料に関する規則第4条第4項の規定に基づき、下記のとおり、減額（免除）することとしましたので通知します。

### 記

1 対象となる法人文書の名称とその開示の実施方法

法人文書の名称：

開示の実施方法：

2 開示実施手数料を減額（免除）する額

## 開示実施手数料の減額（免除）について

（開示請求者） 様

国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長

○年○月○日付けの開示実施手数料の減額（免除）申請については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に規定する減額（免除）理由に該当しませんので通知します。

### 記

#### 1 対象となる法人文書と、その開示の実施方法

法人文書の名称：

開示の実施方法：

#### 2 減額（免除）を求める開示実施手数料の額

#### 3 減額（免除）が認められない理由等

（注1）

開示の実施を受ける場合には、上記2の開示実施手数料の追納が必要です。

（注2）

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立研究開発法人水産研究・教育機構を被告として（訴訟において国立研究開発法人水産研究・教育機構を代表する者は理事長となります。）、横浜地方裁判所又は行政事件訴訟法に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。